

広島県告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を神石高原町役場の掲示場に掲示した。

平成二十年二月二十一日

広島県知事 藤田雄山

所 在 場 所	所有者の氏名
神石郡神石高原町有木字湯屋七一〇二の一、七一〇三の一、 七一〇四の一、七一〇六、七一〇七	藤井積實
神石郡神石高原町有木字湯屋七一九四の一	矢迫智道、山本好子
神石郡神石高原町有木字湯屋七二九四の二、七二九四の三	矢迫智道、山本好子 山本菅男

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について